

会議名 (審議会等名)	川西市個人情報保護審議会(第48回)		
事務局 (担当課)	総務部 行政室 総務課 内線(2321)		
開催日時	平成22年6月24日(木) 午後6時00分～午後7時20分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	池田委員(会長)・長尾委員(副会長)・井上委員・園田委員・武内委員・田中委員・三宅委員・山口委員	
		欠席委員:荒木委員	
	実施機関	《総務部税務室市民税課》小林室長・柳川課長・佐藤課長補佐 《健康福祉部健康づくり室》藪野参事・石田主幹・池田主幹 坂上主査	
	事務局	益本部長・坪内室長・森課長・阿部課長補佐・岩脇主査・木村・松永	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議事項 《諮問第39号》 健康診査業務等に伴う市県民税課税台帳における個人情報の目的外利用について 3 その他		
会議結果	当該諮問案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

会 長：あいさつ・新任委員紹介
 事 務 局：22年度事務局担当者紹介
 本日提出資料の確認及び説明・諮問案件概要説明
 事前送付資料→①開催通知
 ②諮問書第39号(写し)
 本日提出資料→①レジメ

- ②委員名簿(22年6月時点)
- ③審議資料
 - ・「市民の健康づくり推進に係る市県民税課税情報の利用について」
 - ・「資格認定の主な流れ」(資料-1)
 - ・「各種ワクチンの状況」(資料-2)
 - ・「川西市健康づくり事業のご案内」
 - ・「審議会答申第23号(写し)」

審議事項

目的外利用・提供について
 諮問第39号 健康診査業務等に伴う市県民税課税台帳における個人情報の目的外利用

会 長 皆さん、こんばんは。それでは早速ですけれども、委員の皆さんお揃いですので、これから『第48回川西市個人情報保護審議会』を開催いたしたいと思っております。ところで、本日は審議に先立ちまして、新たに就任をされました2名の委員の方がおられますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。まずお一方ですけれども、平成16年9月からご就任いただいております井手和代委員が退かれまして、その後任に、井手元委員と同じく人権擁護委員を務めておられる山口彰さんにお入りいただきました。そしてもう一人は、平成18年9月からご尽力いただいております中村清秀委員が退任されまして、その後任といたしまして、市民ということですのでけれども、武内秀男委員をお迎えしております。どうぞ、よろしく願いいたします。お二人をお迎えしておりますのでご紹介申し上げましたので、山口委員と武内委員、簡単で結構ですのでご挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

委 員 ※ 各委員 挨拶・自己紹介(略)

会 長 どうぞ、よろしく願いいたします。それでは、お二人がお見えになりましたので、従前から委員を務めております我々の方も、ご紹介申し上げます。 ※ 会長から各委員紹介(略)

それでは、本日は荒木委員がご欠席ですけれども、あとの皆さまが皆お揃いですので、当然定足数を満たしておりますので、これから本日の議題についてご審議いただきたいと思いますと思っております。

で、本日の議題は諮問第39号ということで、お手元に諮問書の写しが置かれていますと思っておりますけど、ここに正本が来ておりますけれども、『健康診査業務等に伴う市県民税課税台帳における個人情報の目的外利用について』という案件になっております。この案件につきまして、まず事務局から諮問案件の概要と、それから本日配られております資料等について、説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局	<p>※ 事務局 22年度事務局担当者紹介・審議資料等の確認及び説明・諮問案件概要説明 (略)</p>
会長	<p>今、本日の諮問案件について概略説明頂きましたけれども、この時点で何か委員の皆さんからご質問はありませんでしょうか。無いようでしたら、担当課としてこの税情報を有しているのは総務部税務室の市民税課ということですね。それからそれを利用する側は健康福祉部の健康づくり室ということになっているので、この市民税課とそれから健康づくり室の関係の皆さんが待機しておられますので、入っていただいて説明頂きたいと思っておりますけどよろしいでしょうか。じゃあ、呼びしてください。</p>
	<p>※ 各実施機関 入室</p>
会長	<p>ただいま総務部税務室の市民税課の皆さんと健康福祉部の健康づくり室の担当の皆さんがお入り頂いたわけですけど、遅い時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは今お入りになった皆さん、市民税課の方から自己紹介お願いできますか。</p>
実施機関	<p>総務部税務室長の小林でございます。本日はありがとうございます。よろしくお願ひいたします。 総務部市民税課長の柳川です。よろしくお願ひします。 市民税課佐藤と申します。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>それでは、健康づくり室の方もよろしくお願ひいたします。</p>
実施機関	<p>健康福祉部健康づくり室長の藪野と申します。本日は、本審議会を大変ご多忙のところ開催いただきまして、本当にありがとうございます。何卒よろしくお願ひいたします。 健康づくり室主幹の石田です。どうぞよろしくお願ひいたします。 同じく健康づくり室主幹の池田と申します。よろしくお願ひします。 同じく健康づくり室主査坂上と申します。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。我々委員の方も自己紹介しないといけないという話なんですけど、一応名前を出しておりますので、時間の都合もありますので省略させていただきますけど、ご容赦いただきたいと思ひます。 それでは本日は、市の健康検診業務等に伴う課税台帳の個人情報を目的外に利用したいというお申し出があつて、それが当審議会に諮問事項として係っておりますので、これを本日の議題としてこれから検討するわけでございますけど、それに先立ちまして、目的外利用の要旨について本日お見えの皆さんからご説明いただきたいと思っております。どちらの皆さんにさせていただくのかな？これは利用する方の健康づくり室の方からご説明していただくんだと思ひますけど、よろしいでしょうか？税務室の方からご説明いただく？それではお願ひします。</p>
実施機関	<p>それでは、私の方からご説明させていただきます。平成18年5月に妊婦健康診査業務の助成制度に関しまして、市民税課で保有しております税情報の目的外利用につき、本審議会に諮問し適当なものであるとの答申をいただき、健康づくり室におきまして、条件となります所得制限限度額認定事務の運用をされているところでございます。今回、7月より実施されますヒブワクチン予防接種の助成をはじめ、健康づくり室では</p>

	<p>各種検診事業におきまして、低所得者や高齢者等の負担軽減を図って、市民の健康づくりのより一層の促進を行う観点から、検診料の免除等をしているところがございます。その条件といたしまして、世帯員全員の市民税非課税であるなど税情報を確認する必要があり、妊婦健康診査業務と同様に事務を迅速かつ効率的に行えることによりまして、受診者にとりましても利便性の向上につながるものと考えております。なお、具体的な助成制度等の詳細につきましては、健康づくり室より説明をしていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>じゃあ、よろしくお願いたします。</p>
<p>実施機関</p>	<p>それでは、本日の諮問第39号の健康診査業務等に伴う市県民税課税台帳における個人情報の目的外利用につきまして、お手元にお配りさせていただいております資料に基づきまして、健康づくり室からご説明申し上げます。よろしくお願いたします。まず、「市民の健康づくり推進に係る市県民税課税情報の利用について」の資料をご覧頂きたいと思っております。本日は、私どもの2つの事業につきましてご審議いただくわけでございます。まず1点目の健康診査及びがん検診事業についてからでございますが、(1)の「事業の目的」ですが、本市におきましては従来から市民の健康管理と増進を図るということと、また寝たきりとか認知症等の要介護高齢者の増加を防ぐ等の観点から、国を挙げて健康づくり施策を今取り組んでるわけですけど、とりわけ生活習慣病ですね、循環器疾患や脳卒中とか、糖尿病等の生活習慣病の予防と、その早期発見を目的として健康診査事業を実施しているところがございます。また昭和56年から我が国の死亡原因の第1位になっておりますがんにつきましても、国民の生命及び健康にとって重大な問題になっているという現状と、これが国民医療費の増大になっているということ踏まえまして、平成19年4月に施行されております「がん対策基本法」等に基づきまして、がん検診が疾病対策上の最重要事業として、国県市町村が一体となって対策が進められているところがございますが、本市におきましても各種のがん検診の実施と、これまでから国平均を若干下回っております受診率の向上対策に取り組んでいるところがございます。</p> <p>(2)の「検診の実施機関及び実施時期」でございますが、私どもの保健センターでの集団検診、これは4月から翌年3月まで通年で実施しております。また医師会さんを通して、市内の医療機関あるいは猪名川町の医療機関への委託による個別検診といたしまして、4月から翌年2月まで、今年度は77医療機関で実施しています。</p> <p>(3)の「検診料を全額免除している検診の種類と免除対象者」でございますが、低所得者あるいは高齢者等の負担の軽減を図るということで受診率の向上推進に取り組んでおるわけですけど、それがひいては各種疾病の予防や早期発見、あるいは重症化を予防して、市民の健康づくりのより一層の促進を図ろうという観点から、従来より国制度に準じながら、この下にあります受診内容と対象者におきまして、検診料を全額免除しているところがございます。お手元に緑色のパンフレットがあると思いますが、健康づくり事業のご案内のパンフレットでございますが、こちらの2ページ目なんですけども、このパンフレットは毎年4月に各家庭へ全戸配布しているものなんですけども、2ページ目をお開き頂きますと、本市が実施しております健康診断等各種のがん検診の内容とか、あるいは検診料とか検診方法などを表図でまとめています。上の表が、先ほど申し上げたように、保健センターでの集団検診でございます。下の方が医療機関での個別検診でございますが、いずれも表の料金の欄をご覧いただきますと、※印が入っているものが、一定の対象者に</p>

対しまして検診料金を免除している検診でございます。一般健康診査やがん検診など7種類の検診につきまして、申請に基づきまして免除の取扱いをしております。恐れ入ります、資料の方にお戻りいただきまして、1ページの一番下のところなんですけども、検診料の免除対象者を示しております。①から④の4つの資格のいずれかに該当する場合が免除となりまして、その一つが②の市県民税非課税世帯に属する人、つまり同居している世帯の全員が非課税の市民ということでございます。この検診料を免除する根拠法令等なんですけども、資料の2ページ目をお開き頂きたいと思っております。川西市保健センターの設置及び管理に関する条例の第5条の使用料等というところなんですけども、その第4項に「市長は貧困その他特別の理由があると認められる者に対しては、使用料等の全部又は一部を免除することができる」と規定しております。さらにこの条例の施行規則におきまして、第5条で減免に該当する資格を列記しておりますが、市県民税非課税世帯に属する市民への減免は、市長が貧困その他特別の理由がある者として、第3号に規定しております「市長が公益上特に必要と認めた」時を適用しているものでございます。

(4)に参りまして「所得制限に係る資格認定の現状と今後の方法」でございますが、受診者と言いますか、市民の皆様方の利便性や円滑な事務処理を図るという観点から、市県民課税世帯の資格認定を行うに当たりましては、必要な所得とか税額の確認作業を、私どもの保健センターの窓口におきまして、迅速かつ効率的に行うことが必要となって参りますが、本市の場合は保健センターにおきましては、現在、市県民税課税情報は確認できないことから、市民の皆さんに大変ご不便をおかけしているところでございます。私どもにおきましても長年対応に苦慮しているという状況でございます。恐れ入ります、お手元の資料1の方の事務の流れ図をご覧頂きたいと思っております。よろしいでしょうか。資料1でございます。一点目の、現在実施しております健康診査とがん検診事業におきます検診の予約受付から資格認定までの概要的な流れを示させていただいております。この概略をご説明申し上げますと、上の方の保健センターでの集団検診の場合ですと、まず検診を希望される市民は、パンフレットとかあるいは毎月の広報誌、ホームページなどをご覧になって、①ですが、電話や直接の来所によりまして検診の予約をされます。②で、予約日の受付時間帯に保健センターの1階窓口に来られて検診の間診票等をお渡しするわけなんですけど、その時に同時に普通でしたら検診料をお支払いしていただくわけなんですけど、その際一部の方は、自分は非課税世帯ですという申し出をされます。③に参りまして、この申し出を受けて係の者は減免免除申請書をお渡しして、こちらの方にご記入下さいということで、④で市民はこの申請書に記入し所得の確認同意の上ご提出頂き、3階に検診会場があるんですけど、3階の方に上がっていただくということになって参ります。その時点では、検診料は頂いておりません。右側に行きまして、⑤で保健センターの職員は、この受診されてる間に、この減免申請書を持って市役所2階の市民税課に参ります。⑥で非課税世帯に該当するかどうかを、市民税課の職員にお手を煩わせて確認していただいております。そして、⑦で非課税世帯に該当する場合は、市民は検診が終われば普通はこのままお帰りを頂くことになるわけなんですけども、中には該当されない場合があります。例えば、ご本人は確かに市民税非課税なんですけど、ご家族のどなたかが課税となっている場合がございます。こういった場合は、職員は3階の検診会場に上がって参りまして、たくさんおられる受診者の中からその市民の方を探して課税状況を説明し、検診が終られましたら1階の窓口にも再度お越し頂いて、検診料を支払っていただくという風にお伝えしているという現状でございます。

次に、医療機関での個別検診の場合でございます。検診希望者は、一般的にはうちで検診の予約の際に非課税世帯の申し出をされますと、医療機関では、②で受診者に保健センターまで行って検診料の減免申請を行うよう依頼します。検診者は、③で保健センターにお越し頂きまして非課税世帯の申し出をされまして、職員は先ほどと同じように、④から⑦ですが、上の保健センターの流れと同じような手順で、非課税世帯の確認のために市民税課まで走って行きまして資格認定をしております。そして、⑧で該当する場合は、医療機関宛の免除証明書を作成いたしまして、受診者に医療機関に持って行っていただくようご案内するわけですが、だいたいこの間20分程度は市民の皆様にお待ちいただいているというのが現状でございます。現在の資格認定の流れは、以上のような状況でございます。

恐れ入ります、また資料2ページの方に戻りまして、下の後半の部分にありますように、もし保健センターで市県民税情報が確認できれば、先ほどの流れ図から市民税課という表示がなくなることになりまして、資格認定作業が迅速・効率的にできて、市民の皆様にもご不便をおかけしなくてすむものと考えております。なおこの検診事業におきまして、提供を受けようとしております個人情報の内容は、「住所、氏名、生年月日、性別、所得金額、課税非課税の別」でございます。

続きまして、資料の3ページ目をお開き頂きたいと思っております。2項目めのヒブワクチン、小児細菌性髄膜炎予防接種費への助成事業でございます。この事業の目的でございますが、小児細菌性髄膜炎といえますのは、毎年全国で約1000人の子どもがかかりまして、うち約5パーセントがお亡くなりになる、それから30パーセントが機能低下や運動障害といった脳機能の重篤な後遺症が残っているということで、かなり重症化する病気でございますが、乳幼時期のヒブワクチン、日本では平成19年1月に承認されまして20年12月から販売開始のワクチンでございますが、そのヒブワクチンの接種によりまして、効果的に予防することが可能な疾病でございます。しかしながら、我が国におきましてはヒブワクチン接種は予防接種法に基づく正規の予防接種ではございませんで、任意接種いわゆる法定外接種となっております。接種事業につきましては定期接種は無料なんですけど、任意接種でございますので、一回当たり8000円前後、4回接種で32000円前後、全額自己負担ということで、子育て世代には非常に重い負担となっているところでございます。この予防接種法に基づく定期接種の対象疾病と任意接種の疾病の接種の種類につきましては、お手元の資料2「各種ワクチンの状況表」というのをご覧いただきたいと思っております。参考までにご説明申し上げますと、この表の右側の法律上の位置づけ欄で網がかかっている疾病が日本における定期接種でございます。WHOが全ての地域に向けて接種するように勧告している10種類の疾病があるわけですが、この10種類のうち、日本におきましては現在6種類が定期接種となっております。○で印を付けております細菌性髄膜炎はWHOから勧告されているわけですが、日本ではまだ任意接種の位置づけとなっているところでございます。

また資料の3ページにお戻り頂きたいと思っております。そのため兵庫県におきましては、この細菌性髄膜炎の主な病因でありますヒブに係る予防接種を受ける乳幼児の保護者に対しまして、この予防接種に要する費用の一部を助成することによりまして、保護者の経済的負担を軽減すると共に、乳幼児の発症予防あるいは重症化の予防を図り、それをもって子育て支援の充実に寄与することを目的に、今年度からこの予防接種について公費負担を行う市町に対しまして、補助を行う制度を創設しております。そこで、本市川西におきましても県との共同事業ということで、この予防接種費への一部助成事業を、この7月1日より実施することと

しています。助成につきましては、本年の4月1日に遡って4月1日以降の接種から対象にしようとするものでございます。なお、参考までに阪神間の状況でございますけども、西宮市と三田市は4月から実施しております、そのほか尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、猪名川町は、本市と同様に7月からの実施と聞いております。

(2)の「事業の概要」でございますが、助成対象年齢は生後2ヶ月から2歳未満児まで、それから接種回数は表のとおりでございますが、標準的な接種におきましては、生後2ヶ月から7ヶ月未満で4回接種となっております。この事業には所得制限がございまして、扶養義務者の市町村民税の所得割税額が235,000円未満の世帯となっております。県の試算では、概ね90パーセントの世帯が該当するだろうということでございますが、所得制限がございまして、この235,000円未満の世帯といえますのは、現在保険年金課の医療の方で担当しております福祉医療費助成制度の、例えば乳幼児医療費助成事業とか、あるいはこの4月から実施しています子ども医療費助成事業と同じ所得制限基準でございます。助成回数と額は、最大4回までの接種に対しまして接種料の2分の1、半額でございますが、2分の1助成で1回当たり上限4000円となっております。例えば、1回の接種費が8000円としますと自己負担が4000円、残りの4000円を県と市が2000円ずつ負担するという内容でございます。また生活保護受給世帯につきましては1回8000円を上限に、これは市独自なんですけども、原則全額の助成ということになって参ります。それから助成の手続きにつきましては、接種後に保健センターの方に接種料の領収書をご持参いただく現金給付、いわゆる償還払い方式となっております。

4ページに参りまして、(3)の「所得制限に係る資格認定の方法」でございます。保健センターに端末機を整備することによって、保護者の利便性を図ることはもちろんのことでございますけど、円滑な事務処理を図る観点から、助成申請があった時点において、本人同意の上、即座に市県民税課税情報が確認できるよう、迅速な資格認定を行おうとするものです。このヒブワクチン予防接種費への助成事業におきまして、提供を受けようとしている個人情報の内容は「住所、氏名、生年月日、性別、所得金額、所得割税額」でございます。

次にヒブワクチン接種から助成までの手続でございますが、何度も資料があちこち行って申し訳ございませんが、また資料1の方にお戻りいただきまして、下の方の2のヒブワクチン接種費助成事業に係る資格認定の主な流れでございますが、これは保健センターの方で資格認定のための所得確認ができることを前提としまして、4月からの事務処理の想定図でございます。簡単にご説明いたしますと、接種希望者は①～④で医療機関で予防接種を行い、接種料を支払います。⑤で保健センターに領収書をご持参いただきまして助成申請をいただき、本人同意の上、⑥で保健センターにおきましてその場で資格認定のための所得確認を行い、所得制限以下の場合、助成額を後日口座振込みで支給するという流れになって参ります。

最後に資料の4ページにお戻りいただきまして、3の「その他」の「他市町における資格認定状況」でございますが、多くの市町にございましては、従来から保健センター内におきまして電算オンラインシステムを整備して、検診を始め所得確認を必要とする医療におきまして、市県民税課税情報が確認できている状況にあると伺っております。7月から実施するヒブワクチン接種助成事業におきましても、スムーズに事務処理ができる体制となっているということでございます。

以上、大変説明が長くなって誠に申し訳ございませんが、このたびの諮問、健康診査業務等に伴う市県民税課税台帳における個人情報の目的

	<p>外利用につきましてはの説明とさせていただきます。私どもの健康づくり室におきましては、市県民税情報をご提供いただくに当りましては、諮問書に説明されてますとおり、提供されました個人情報には申請者本人の同意に基づいて利用するものとしたしまして、また、ただ今説明いたしました目的以外には利用等はしないことはもちろんのことです。また端末を操作する担当者につきましては、パスワードを付与するなどして限定し、また操作後に画面をクリアにするなどして、個人情報を厳格に管理しセキュリティ対策に万全を期して参りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。ただ今、市が行う健康診査業務において、いわゆる課税台帳から個人情報を利用するというその健康診査業務というのはここでは二つあって、一つが健康診査がん検診事業、もう一つはワクチン、ヒブワクチンというんでしょうか、これの予防接種費への助成事業のために、同じような市民税課が有している市県民税の課税台帳から住所、氏名、生年月日、性別、所得金額、課税非課税の別及び所得割の税額ですね、これを利用するということについて今ご説明いただいたんですけど、委員の皆さんから何なりとご質問いただいて結構かと思いますが、いかがでしょうか。あるいは何かご指摘でも結構です。今、説明いただいたこの事業というのは市民全員ですよ。この検診というのね、今、国民健康保険に加入している人はいわゆるメタボ健診と言っていますけれども、いわゆる特定健康診査ありますよね。これは、国民健康保険の被保険者がだいたい無料ですよ。無料で何項目か受けることができるわけですけども、それとまた別個で全ての市民の人ですよ、これ今説明あった事業は。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>今ご説明させていただきましたがん検診につきましては、各検診項目ごとによって年齢が定められておまして、例えば肺がん検診とかで40歳以上の市民の方、もちろん会長おっしゃいましたように市民の方でございまして、その年齢に達した以上の方に対しまして受けていただくという形です。特定健診、メタボ健診につきましては、保険者の方が事前に受診券という形で配布されましてそれを受けていくという、ちょっとケースは違うんですけど、所得制限に基づきまして非課税とかいう形につきましては、年齢が指定された以上の方ということになっています。</p>
<p>会 長</p>	<p>だから、特定健診とはリンクはしてないわけですね。特定健診を受けた際にはその検査を受けないとあかんとか、そういうそういう縛りはないわけですね。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>それはございません。極力、検診機関としましては、特定健診を受けていただいたら、がん検診も同時に受けれるものは同時にやっていただいた方が健康管理にいいのではないかという形のPRはさせていただいているんですけども、厳密に、法的には絶対とかいうそれはございません。</p>
<p>会 長</p>	<p>なるほどね。それからもう一つですね、これは我々がどうのこうの言う話ではないかもしれませんがね、資料の1ありますよね、資料の1の真ん中の医療機関での個別検診の場合っていうのありますよね。そのときの②のね、受診者に保健センターに出向いて検診料の減免申請を行うよう依頼って書いてありますけどね、これは何か医療機関に行って書類か何かをもらってくるんですか。つまり、これを抜きにして最初から③に行ったらあかんわけですか。これから検診を受けたいという人が</p>

	<p>予め③でもって免除証明をもらって、それから医療機関に行くというのもそれなりのやり方じゃないかという気がしたんですけど、それはどうですか？</p>
<p>実施機関</p>	<p>実際の動き方としましては、市民の方々が非課税世帯の方は免除になるということをご存知でしたら、直接保健センターの方に申請に来られます。そのことをご存知ない場合とか、医療機関の方で非課税じゃないんですかというようなご案内があった場合に、医療機関からまたこちらの方にお越しいただくことになるということです。</p>
<p>会長</p>	<p>とにかくまず最初に、医療機関に行かないとあかんというわけですね。何がなんでも。</p>
<p>実施機関</p>	<p>もちろん、受けようとされてる検診ですね、その検診を受ける場合、非課税ということで免除になることをご存知の方に対しては、直接保健センターに来られる場合もございます。</p>
<p>会長</p>	<p>あ、それはいいわけですか。もしそれを知らない人がいたら困るから、医療機関で非課税の場合は免除になりますよというようなことを説明してくれるという意味ですね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そうですね。その場合には、一度戻ってきてもらわないといけないということです。</p>
<p>会長</p>	<p>医療機関やから、全部の人にやるんですかね。何か裕福そうな人にはやらんとか。そうじゃない人にやると、何かいかにも気悪いじゃないですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>あまり聞きづらいところはありますね。生活保護世帯ですかとか非課税世帯ですかとかいうのは、なかなか窓口ではそういう例は少ないですけど、毎年検診を受けてる方は多いですから、年一回、一回そういうことで保健センターへ行かないといけないと分かってる方はおられますのでね。</p>
<p>会長</p>	<p>なるほどね。委員の皆さんから、何かご質問ございませんでしょうかね。今回の場合は、この資料の1の1ページにありますね、そのゴシックになっている市県民税非課税世帯に属する人を判定するためなんです。だから、生活保護とかそういう被保護世帯というのは関係ないんですよ。これはどうやって把握してるわけですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そういう方は事前に担当課の方に行かれまして、証明書という形で出させていただくようにしてますので。</p>
<p>会長</p>	<p>だからそれは本人が持ってきて、つまり本人が持っているということで、健康づくり室がいわゆる生活保護世帯のそういう名簿というかね、そういう人が生活保護を受けている人であるというそういう何か資料はいらんということになるわけね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>お持ちいただいてからスタートという形になりますので、あくまでもその生活保護担当の方に行かれて、その証明書を交付して持ってきていただくという流れになってます。で、いま諮問させていただいてます非課税世帯というのは、やはり税というのが把握できませんので、個人さ</p>

	<p>んの情報になりますので、そういうのをスムーズに見られるような形で考えていただけたらと、今回諮問をあげさせていただいております。</p>
<p>会 長</p>	<p>今回は、そこの②を判定するための資料として目的外利用するということですね、この課税台帳をね。いかがでしょうかね。課税台帳に書いてある、そこにあるような個別の個人情報項目を利用することによって判定できるということなんですから。</p>
<p>委 員</p>	<p>非課税世帯の方も、今の生活保護世帯の方と同じように事前に証明書をまず市民税課の方でまず取って、それから検診を受けるというそういう方法はとれないのでしょうか？</p>
<p>実施機関</p>	<p>はい。実際上とろうと思えばとれるんですが、例えば検診料が500円あるいは1000円とか1500円とかあるんですけども、非課税世帯の証明を取ろうと思えば1回300円ですね、それこそ非課税世帯だったら4人世帯だったら、それで検診料を上回るような場合がでてくる。ということで、そんな不都合なことが発生しますのでね。それは市で確認できる部分につきましては、市が確認すると。ただし転入市民につきましては、川西の方で税情報が分かりませんので、それにつきましては前住所地で所得課税証明を取ってきていただくということになります。</p>
<p>委 員</p>	<p>生活保護世帯の場合は、この証明書を取る場合には無料です？</p>
<p>実施機関</p>	<p>はい。無料です。</p>
<p>委 員</p>	<p>ヒブワクチンの場合はあれですよ、資格認定のための所得確認をとって、後で持っていかなあかんわけですよ。この場合は、お金いるわけですか？</p>
<p>実施機関</p>	<p>いえ、ヒブワクチンの方はすでに接種されて領収書を保健センターの方に持ってきていただいて、そこでその時点で私どもの方で助成申請書を書いていただいて、それに基づきまして税情報を保健センターで手に入れると。そこで所得制限以下ですねとなったら、助成額を口座の方に振り込むということです。</p>
<p>会 長</p>	<p>まあちょっと、みんな保健センター経由になるというのがですね、何かピンとこないという市民の方がおられるかもしれないですね。税の証明だったら保健センター経由じゃなくて、ストレートで市民税課で証明書もらったらそれでいいという話になりかねない。</p>
<p>委 員</p>	<p>それで所得確認は本人同意の上受診とありますけども、所得確認を本人が同意しなかった場合どうなるのでしょうか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そういう事例は、今まではなかったですね。助成申請書の中に「川西市健康づくり室が世帯全員の市県民税課税台帳等を閲覧することを承諾します」という文言がございましてね、そこを説明の上書いていただくということでございまして、それを同意されなかったという例は全く今まではなかったですね。あくまでも、本人さんは検診料を無料にしてほしいということで来られるわけですから。</p>
<p>会 長</p>	<p>結局これ健康づくり室というか、そこのところに結局医療機関に払う資金とかそういうのがあるということで、健康づくり室が誰が非課税か</p>

	<p>ということを知る必要性があるということが、何かちょっと今説明に出てきていないけれども、それが必要だという説明があるんじゃないかと思うんですけどね。そうじゃないと、単に何か使い走りみたいに保健センターの人が証明取ってきてあげるということになるわけでしょう。今のさっきの説明のような格好だと、その都度持ってきた人がいたら、例えば②の場合の領収書を持ってきたら、その領収書を持ってきた人が非課税かどうかというのを保健センターが課税台帳を持っている所、いわゆる市民税課に問い合わせをして確認するっていうわけですね。だから何か、この何ていうんですか…。</p>
<p>委員</p>	<p>違うでしょ。この資料－1は、上の方は現行でしょ。下の方は、まだ動いてないんですよ。だから結局上の方も、下の方のようにしたいんですよ。だから保健センターが使い走りになって市民税課の方に行って、いちいち確認せんと保健センターの方が住民税台帳を持っていて自分のところでチェックする、つまり、市民税課の方にもう行かないで済むようにしたいというのが今回の仕組みでしょ。ですよ。だから、上はもうすでに現在動いているから、今はこうやってますよというのを書いてあって、下は7月からだから、こうゆうパターンでやりたい、つまり保健センターから市民税課の方はなくしたいという、そういう申請でしょ。</p>
<p>会長</p>	<p>そういう理解でいいの？</p>
<p>委員</p>	<p>それで保健センターが、市県民税課税台帳を要するに市民税課からもらっておくという仕組みになって。</p>
<p>実施機関</p>	<p>データでスムーズに窓口で患者さんの確認ができると、患者さんも二度手間はいらんと。</p>
<p>委員</p>	<p>前の妊婦の件やったら個別にチェックするというので、申請もらった人についての所得金額と所得の内訳があるかどうかというのを覚えておくという話やったんですけど、これはもう一括して台帳を覚えておくという話でしょ。</p>
<p>会長</p>	<p>だからね、資料の2. というのはワクチンの方で、これが22年7月からということですよ。上の方は下と同じようにするってわけではないんですよ。だから結局ね、保健センターというか健康づくり室が課税台帳を持ってきて、そこでもってチェックしてるというのは専ら市民のための便宜を図ってるというような意味でですね、保健センターつまり健康づくり室が、その人が課税者でないかどうかということを知る職務上というか業務上の必要性があるんかという話なんですよ。ないんだったらそんな台帳借りてこなくても、どこかからまた更に漏えいしたりしたらかなわんという理屈がないわけじゃないからね。それがね、何がなんでもとにかく保健センターで非課税の人をやっぱりチェックしておく必要性があるとか何かっていう説明があると我々分かりやすいですよ。けど、それが専ら利用者のための便宜を図るんで、いちいち市民税課の方に行ってもらうのは気の毒やからうちのところでチェックしてあげますよというのやったらね、そのために目的外利用する必要があるのかという理屈になりそうな気がするんですけど、どうですかこれ。</p>
<p>委員</p>	<p>さっきのお話では、非課税証明を取るのにお金があるので全部こっちでデータをくださいという、そうであるならばこの目的のために非課税</p>

	<p>証明書を取るのを無料にすればいいと思うんですけどね。だから証明書を取るのにデータをこっちへ下さいっていうのは、本末転倒なような気もするんですけど。そういう生活保護世帯のようにその証明書を取る場合に、この検診に用いる場合だけは無料にするっていうようなことはできないんですか？市民税課で。</p>
委員	<p>それ、条例改正いるでしょ。</p>
委員	<p>条例改正いりますか。</p>
委員	<p>手数料は全部条例事項やから。だから、それを議会でやってもらわないと。すると、こっちへ持ってこなくてすむってことですけど。</p>
会長	<p>そうすると、とにかく保健センターに課税台帳を持ってくるという意味は、そういう手数料をとられないという措置を講ずるための必要性という話になるわけか。</p>
委員	<p>それと、難しいのと違いますかね、市民税課へ行ってこれは健康診断の為の証明ですと行ってタダにしてもらって、別に使うやつがでてくる可能性もないわけではないでしょ。</p>
委員	<p>判子か何か、ボンと証明書に押すとかね。他に使えないようにして。</p>
委員	<p>なかなか難しいんじゃないかと思うんですけどね。</p>
会長	<p>市民委員のみなさん、どうでしょうか。そういうやり方というのは、市民の目から見たら妥当だという話なのか。</p>
委員	<p>市民の方から見ると、結構な話だと思います。というのは、一つは、やはり現行で今の説明ですと、検診中に行ってもらってきて万が一非課税だと言ったのに課税だと、3階に上がってきて呼び出すというような話やったんで、そういうこともなくなるということですね。もう一つはですね、台帳の話出てましたけれども、保健センターでその台帳を全部持ってくるのかね、それとも非課税という時点でその人だけの、例えば名前を端末に打ち込んでこの人はどうかという判定をするのかね、その辺でちょっと違ってくるかと思うんですが。台帳全部を持ってくる必要はないと思うんですけど。</p>
会長	<p>これはどうなんですか、つまり市民税課の方から目的外利用としてお渡しするデータみたいなのはね、非課税の人だけのものをピックアップして非課税の人はこれだけなんですとってお渡しするわけですか？</p>
実施機関	<p>会長、今ご質問いただいております件ですが、住民税が所持しておりますデータと申しますのは、ここに書いてある以上に非常にたくさんの項目を所持しております。今回提供を求められておりますのが、こちらの方にも書いてありますけど、住所、氏名、生年月日、性別、所得あと課税非課税の区別、所得割額。非常に限られたデータで、提供を求められてきております。で、具体的にどのような状況で提供するのかということですが、実際に想定しまして、健康づくり室の方に対象者の方が来られた時に、ご本人さんは本人が自分自身が非課税世帯なのかどうかというのは、大多数の方がご存知じゃないと思います。で、窓口で申請されまして初めて、今考えておりますのは、委員さんおっしゃられたよう</p>

	<p>に、例えば名前を入力しましてそのデータが挙がって参りますが、この求められております情報だけが画面上に展開されて参りますので、この方の所得状況はどうか、また課税非課税の有無はどうか、この方の世帯の課税非課税はどうか、この限られた情報が閲覧できるような状況になります。もしその時点で万が一、先ほど説明ありましたが、ご本人が課税の世帯であった場合には、その時点で、ご申請いただいておりますけど課税世帯になりますので非課税の免除の対象にはなりませんということで、リアルタイムにお話ができると。これを今までの状況で対応する場合にですと、先ほど申しましたように市民税課の方にわざわざ来られて所得証明なり非課税証明を取りに来られたときに、いやお宅は課税ですよということで、また元に保健づくり室に戻られるということで、行ったり来たりということが非常に市民の方が申請される時にご不便をおかけするんじゃないかということで、なんとか便宜を図るために、健康づくり室の方で限られた情報を提供していただけないかというお申し出をいただきまして、税情報を持っております私どもとしましては、当然秘匿すべき情報の一つでございますので、ただ単に提供することはだめですよと。ただし提供するに当たっては、高度なセキュリティをかけてくださいということを条件に、情報の方を開示をさせていただけるんじゃないかということで、今回ご答申をいただくということで審議会に諮問させていただいたという状況でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうすると今のお話だと、結局保健センターの方で端末をたたくと、その今言った限られた情報ですけども、それが見ることができるようなそういう意味の目的外利用ということになるという話ですか。何かディスクを渡したりするわけじゃないんですね。そうするとオンラインというか端末で、本来は何ていうんですか…</p>
<p>委 員</p>	<p>台帳データにアクセスできるようにして、これだけの情報は保健センターも見られると。</p>
<p>会 長</p>	<p>その場合に、保健センターは見られるけど他のところは見られないわけですよ。だから、それはパスワードか何か使うわけですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>と書いてありますね。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうすると、パスワードというのを保健センターが管理せなあかんわけですな。そいつがどこか漏れたら、そのパスワード持ってる人がよその関係ない人でも見ることができる可能性がある、という話になるわけや。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>今システム的に考えておりますのが、それぞれの端末機には受付ができるパスワードというのがございます。端末機はたくさん庁内にございますけど、このパスワードを受付ける機械はこの機械だけですよということで厳密に特定しておりますので、万が一、保健センターの方がお持ちのパスワードを何らかの形で入手されて、よその端末機に行ってもそのパスワードで入力しようとしても、受け付けないようになっておりますので、その辺はセキュリティは確立されています。</p>
<p>会 長</p>	<p>だいたいやり方が分かってきたのでですね、そういうやり方なら安心だと市民の皆さんの感触かと思えますけど、何か他にお尋ねの件ありませんでしょうかね。</p>

委員	もしここで駄目だということになると、下のヒブワクチンも上と同じように市民税課に行ってという仕組みはつくられるんですか？
実施機関	それしか方法はないですね。
実施機関	あと情報推進課の方にも、私どもの方で今回のこの提供に当たって確認をした状況としましては、万が一、自分のデータが誰にアクセスをされたかということが後々ご心配になる方もおられますので、例えば自分のデータを誰かここ一年の間にアクセスした形跡はありますかということで、ログ管理というんですけど照会をかけますと、いついつ何月何日にこのパスワードであなたのデータにアクセスした経過が残っていますということで追跡ができますので、その辺のセキュリティは確立させていただいてると思います。
会長	それは自己情報の開示請求みたいなことができるわけですか？自分の税情報をこの一年間で見た人誰か教えてくれ、というようなことができるわけですね。
委員	ちょっといいですか。市民の方から考えると利便性に関してはいいんじゃないかと思ってるんですが、実質上この4ページの所の下の方ですね、他の市町においてもやはり実質上こういう形を採用されてる所があるというふうに先ほど説明があったんですが、他の所で今の同様の内容でちょっと問題が起こっているとかですね、そういったようなものは聞いておられますか？それとも、今のところ全てスムーズにいったるというような内容なのか、教えていただきたいと思って。
実施機関	他市におきましてもですね、市民税課の情報と全くイコールの情報を保健センターに出しているのではなく、かなり限定された項目が行っているということと共に、私ども先ほど申しましたように、パスワードとか何かでセキュリティチェックもかなり厳しくやってまして、それについて問題は発生したことはないというように聞いております。
委員	あとのその管理体制というか、セキュリティ体制もやはりしっかりされてると、他の市町村においても。川西市の方でも万全を期したいということですね。
会長	よろしいでしょうか。
委員	さっき議論あったかもしれませんが、提供する個人情報の内容なんですけどね、非課税世帯であるかどうかだけ分かればいいわけですから、例えば住所、氏名、生年月日、性別というのは本人確認に必要でしょうけれども、所得金額なんていうのはいるんでしょうかね。非課税世帯であるかどうかだけ分かればいいと思うんですけれども、所得金額の情報、これは提供する必要があるのかどうか。
実施機関	先ほど健康づくり室の方が作っております資料の3ページの方で、例えば市町村民税の所得割税額が235,000円未満とかいう、このような単なる非課税、課税という内訳だけではなくて、それぞれの所得割額というものが必要になって参りますので、その辺の必要最低限の情報提供という形で絞らせていただいておりますので、業務を進める上で最低限これだけの情報が必要だということでご依頼を受けておりますので、提供をさせていただこうかと考えております。

会 長	このワクチンの予防接種助成事業の場合、その所得割税額というのが235,000円未満という一応の数字があるんですね。だから、それとの関連で所得金額を把握する必要があるっていうことやね。ということでもいいですか。
委 員	所得金額を把握するがために、本人の同意が必要になるわけですね。いないんですか、本人の同意は。
実施機関	いえ、全て大前提としまして、本人の同意がいます。
委 員	いるわけですね。
委 員	一点だけ教えていただいてもよろしいですか。下のヒブワクチンに関しては、事後というか領収書でまた後で金額を戻していただけるということなんですけど、健康検診とかがん検診は最初に申請をしてから検診を受けるという流れでよかったんですか？それとも、例えば間違っって先に検診を受けてしまったけども、後で領収書で返していただけるという流れはできないということでしょうか。
実施機関	当然窓口の方に申し込まれたときに、その申請をしていただきますので、そこでイエスカノーかという形で判断していきますので。
委 員	1点だけその中で気になっていまして、生活保護の方であれば本人が分かりやすいというか申請の時にとても分かりやすいんですけども、どうしても非課税世帯かどうかというのは分かりにくい方もあるということでしたので、市民からすると一番最初に検診を受けるときなんかは、それに気が付かずにやられる方が多いのかなということ、今のワクチンなどは各医療機関でやはりそれに気が付かずにやられてしまって領収書で後から出来るということなんですけど、どうしても気が付いている人と気が付いていない人とで、広報の仕方によって差が出るかなということが少し気になりました。
実施機関	健康づくりのご案内とかチラシ等に明示してはいますけども、ご本人さんが来られたときとか、そういう形でお話するようにしてるんです。まあ、100%か言われるとあれなんですけど。
会 長	これは、検診の期間が市の保健センターは翌年の3月、年度末までいけるんですよ。けど、よその医療機関の場合は2月でおしまい、3月に行った人は実費を払うということになるんですね。
実施機関	保健センターでは通年でやるんですけども、個別の医療機関では11ヶ月と設定しているのは、年度の整理という形で、3月になれば請求自体が4月に入ってからとかいう形で間違い云々がありますので、1ヶ月ちょっと閉めさせていただいて、個別に例えば3月に行かれたら、もう保健センターに行ってくださいよという形でご案内していただいているというようなわけなんです。
会 長	何か、もう保健センターが3月までやってるから、医療機関も3月までやってるなんていうふうに考えて行く人っていうのは、多分あると思うんですね。その場合は、保健センターでやっているということを教示してもらったらいいいわけですね。だからお医者さんの方ではやらないってことですね、医療機関では。

実施機関	4月なってからとかいう形でご案内いただくとか、どうしても3月にしか時間が空かないという方には、保健センターの方に来ていただくという形でご案内させていただいています。
会長	実際には、これは有料の方でもね、これは本当の実費よりはもっと安いわけですね？色々と1000円とか500円とかなってるけれども、もしそれを全部自分の費用でやったらもっと高いわけですね。
実施機関	おっしゃるとおりです、実際の委託の費用とかいったら、もうこれどころじゃございませんので、あくまでも一部負担金ということで患者さんにご負担いただいていると、一部という形でご案内させていただいています。
会長	<p>だから、やっぱりこの市の検診を受けると割安になるということにはなるわけやね、有料の場合でもね。これ3月まではセンターではできるけど、2月までしか医療機関ではできないということですから、間違える人も出てくる可能性もあるわけですね。</p> <p>そしたらですね、今日色々ご説明頂きましたんで、だいたい我々の頭の中で、一応今回の市の健康検査業務に伴うところの市県民税の課税台帳の一部を保健センターが利用するという目的外利用について、この審議会におけるところの結論を取ることができると思っていますので、一応これで原課のご説明を頂いた市民税課のみなさん、健康づくり室のみなさんには、ご退室いただいてもよろしいですか？そうしましたら、市民税課の職員のみなさん、健康づくり室の職員のみなさん、どうもありがとうございました。これで審議いたしますので。</p> <p>※市民税課・健康づくり室退室</p>
会長	それではお諮りしたいと思いますけれども、これは何回も出てきますように、川西市の個人情報保護条例第10条の第1項4号、「審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、または提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める」という場合に該当するかどうかという話なんですけれども。相当な理由ということ、そしてかつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないというふうに認められるかということなんですけれども。先ほどの説明からいうとクリアするように思われますけど、いかがでしょうかね、委員のみなさん。
委員	今回のこれは該当するかなというように思いますけども、やはり証明書を取るのにお金がいるからデータを渡すというのは、どうも本末転倒のような気がするの。先ほどの話ですと、条例改正が必要であるってことですので、条例改正すればこういう危険なとか危ういことはしなくてすむわけですから、どうですかね。条例改正って難しいんですかね？
会長	何か例外規定があるのところがうの？
委員	手数料はね、そう簡単になくせませんよ。でなかったら…。手数料収入ってね、市町村かなりでかいんですよ。だからそれをなくしちゃうと、財政的にやっぱり問題がある。今、色々言われてるんですけども。
委員	いや、検診に限ってです。

委 員	だから悪用される可能性があって、分からないってそれ。どう調べるんかって。申請書を持ってきた者についてだけね、市民税課で判を押す、タダにしますよっていうんならば、いいのかも分からないけども。
委 員	流用できないような形で、スタンプ押すとかね。
委 員	その手数料の問題はね、色々と難しいんでやめた方がいいと思うんですよ。
会 長	我々がここで議論せんでもいいけど、何かあるんじゃないの？手数料条例でね、こういう場合は手数料取ると書いてあるけどね、しかし特別の場合とかね、何か例外規定っていうのは必ずあると私は思うんですよ。その手数料条例というものをね、何が何でも絶対取るっていうことばかりを規定してるんじゃないくて、市長が特に認めるとかね、そういう場合は例外として免除するとか減免するとかって、何かそういう規定あるんと違う？
事 務 局	おっしゃるとおり、市長が各号以外に定める者で特別に理由があると認める者については減免できる、という規定がございます。
会 長	だから、そういうのは規則かなんかでやったらいいわけやな。こういう場合は取りませんっていうのを告知かなんかすればいいんやけど。まあそれはやり方をどうするかっていうのは、市の方で決められることなんで、我々がそこまでいちいち何か指摘するということにはできないと思うんですけどね。意見の一部としては、そういう意見もあったという話ですよ。
委 員	今後そういうことを検討していただければ、という要望というか。
委 員	住基ネットが、まさにそこがポイントなんです。手数料なしで済むでしょ、って話になる。そうすると、こういう税情報も同じようにネットで流せっていう話になってくる可能性あるから、あんまりそれ言わない方がいい、逆に。
会 長	そしたら、そういう意見もあったということを伝えていただいたらいいんですけども、今回のこの諮問については審議会としては、原課の説明を聞いて審議会で検討した結果ですね、審議会としては今回の場合については、これはここに示されている目的外利用を妥当と考えるということで結論としたいと思えますけど、よろしいでしょうか。
各 委 員	はい。
会 長	ありがとうございました。そうしたら、その際にはそこに書いてありますように、提供先に対する措置として、提供に当たっては提供した個人情報には当該目的外には利用提供しないということ。それから、操作をする担当者はパスワードを付与するなどして限定して、かつ操作後の画面のクリアと個人情報を厳重に管理しセキュリティ対策を万全に行うこと、というのが付記されるということで答申の内容としたいと思えます。この諮問39号については、これで一応審議を終えるということにしたいと思えます。どうもありがとうございました。 そういたしましたら、本日の48回の審議会については審議事項はこの一つなんですけれども、3に「その他」と書いてありますけれども、そ

事務局 会長	<p>の他に何か、事務局の方から委員の皆さんにお知らせするようなこと がございますか。</p> <p>特にございませんので。ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の第48回川西市個人情報審議会をこれで閉じさせてい ただきたいと思います。ありがとうございました。</p>
-----------	---